

表 面

12センチメートル

第 号	
湖沼水質保全特別措置法第21条第2項（第22条において 準用する場合を含む。）の規定による身分証明書	
写 真	職名及び氏名
	年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効
都道府県知事 (市 長) 印	

8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

裏 面

湖沼水質保全特別措置法抜すい

第21条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第22条 前3条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。（以下略）

第42条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（中略）の一部は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長が行うこととすることができる。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

二 第21条第1項（第22条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者